

平成25年度図書館ネットワーク専門委員会研究報告書

平成26年3月

埼玉県図書館協会 公共図書館部会
図書館ネットワーク専門委員会



「プリントアウト」
「コピー」「無料配布・貸出」
ができます。

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

目次

刊行にあたって	1
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">図書館ネットワーク研修会の記録</div>	
【講演】	
「滋賀県の資料保存について」 (講師：滋賀県立図書館長 國松 完二 氏)	3
《質疑》	15
講演資料	20
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">研究報告</div>	
「平成25年度図書館ネットワーク専門委員会研究報告」 (報告者：加須市立加須図書館 阿部 浩和 委員長)	32
研究報告資料	40
「埼玉県内公共図書館等における資料保存に関する調査」等の実施及び 結果について	43
平成25年度図書館ネットワーク専門委員会事業報告	69
平成25年度図書館ネットワーク専門委員会名簿	71

刊行にあたって

平成18年度から始まった、ISBNの付与されている単館所蔵資料（県内でその館でしか所蔵していない資料）の保存体制も、各市町村立図書館の協力もあって、7年目を迎え、現在は30万点を超える資料が単館所蔵資料として各図書館で保存されています。

現在の保存体制では、ISBNの付与された資料のうち県内で1館しか所蔵されていない資料を希少資料とする機械的な振り分けのため、「単館所蔵資料で保存資料となっているが、場所だけを占有してしまう状況が多く見られる」という意見が市町村立図書館から出されるようになりました。

そこで、昨年度の図書館協力担当者会での「埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定」と「埼玉県公共図書館等における資料保存実施要領」（以下、「協定」、「要領」という。）の見直しをすることの提案を受けて、今年度は協定および要領の改訂と今後の保存体制を考えることをテーマに調査・研究を進めてきました。

その中で、図書館ネットワーク専門委員会の委員と市町村立図書館及び県立図書館の職員によって構成された単館所蔵資料保存検討会で検討を重ね、今回の協定と要領の改訂を提案することができました。

今回の見直しでは、保存体制の意義は尊重しつつも、市町村立図書館への負担を軽減するための措置として、単館所蔵資料として保存対象であったものから保存除外資料として、除籍を所蔵館に一任できるような資料群を考えるとともに、一定期間ごとに見直しをすることによって、図書館を取り巻く様々な変化に対応できるような形にしました。

この報告書は、これからの埼玉県における資料保存体制を考えるための一助となるように、協定と要領の改訂案だけでなく、都道府県立図書館や埼玉県内市町村立図書館へのアンケート調査分析と研修会の講演内容を一冊に取りまとめ刊行するものです。

最後に、快く研修会の講演をお引受けくださった滋賀県立図書館の國松完二館長と、アンケートにご協力いただいた都道府県立図書館、埼玉県内市町村立図書館のご担当の方々に心からお礼申し上げます。

平成26年3月

図書館ネットワーク専門委員会
委員長 阿部 浩和